

●香川県選挙管理委員会告示第39号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成24年6月1日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成24年6月8日

香川県選挙管理委員会委員長 白 井 敏 雅

1 その他の政治団体

(1) 政治資金規正法第19条の7第1項第2号の規定に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補者の氏名	公職の種類
小田々豊と未来を創る会	長谷川 義仁	橋本 真一	善通寺市弘田町 1397-2	小田々 豊	参議院議員